

「花の需要・消費拡大支援事業」におけるプロモーション企画運營業務委託 仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、「花の需要・消費拡大支援事業」におけるプロモーション企画運營業務の企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、委託候補者が決定したうえで協議し、別途作成する。

2. 委託業務名

「花の需要・消費拡大支援事業」におけるプロモーション企画運營業務委託

3. 契約期間

契約締結日から令和3年2月26日（金）まで

4. 趣旨・目的

本市は出荷量全国一位を誇るチューリップ（切り花）の一大産地であるが、昨年度、新型コロナウイルスの影響等によりチューリップ（切り花）の価格が大幅に下落したことなどを踏まえ、市内産のチューリップ（切り花）の出荷が増加する時期に、一般消費者に対し「花の需要・消費拡大支援事業」をさらに周知する効果的なプロモーションを企画・実行することで、花の購入割引券の利用を促進するとともに、チューリップを含む市内産の花き類の消費拡大につなげることを目的とする。

5. 事業の基本事項

(1) 基本方針

(ア) マスメディアの活用などにより広く周知するほか、YouTube や Instagram 等のソーシャルメディアも活用し、あらゆる世代にアプローチするプロモーションを展開する。

(イ) 単に事業の案内をするだけでなく、発信力のある人物やキャラクター等を用いて、市民の興味関心を引く仕掛けを取り入れる。

(例：新潟市にゆかりのあるタレントの起用、インフルエンサーによる発信など)

(2) メインターゲット

新潟市民（購入のコア層である 50～60 代女性を中心に、コア層以外の各年代にも幅広くアプローチする）

※一部、市外及び県外在住者に対するプロモーションを含む。

(3) プロモーションの開始時期

契約後、12月中旬頃より順次開始

6. 提案を求める事項

(1) 事業の周知

「花の需要・消費拡大支援事業」について、前述のターゲットに対して広く周知するプロモーションの方法を提案すること。

※市は、制度を周知するポスター及び利用方法をまとめたチラシを作成し、公共施設等で配布・掲示を行う。受託者は、これらの製作物を事業に利用できるとともに、別に印刷物を作成・配布できるものとする。

※予算の執行状況により、事業内容の変更を求める場合がある。

(2) 市内産の花き類のプロモーション

チューリップ（切り花）をメインに、市内産の花き類の消費拡大につながるプロモーションの方法を提案すること。

※来年度以降も継続して使用できるプロモーション素材の作成を含むこと。

※市外及び県外在住者に対するプロモーションを含むこと。

7. 提案内容の条件

(1) 「新しい生活様式」の実践

各提案内容について、厚生労働省が公表した「新しい生活様式」を取り入れ、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した内容であること。

(2) 「新潟市食育・花育推進キャラクター まいかちゃん」 SNS の活用

提案内容には、「新潟市食育・花育推進キャラクター まいかちゃん」 SNS（※）の閲覧やフォロワーが増加する仕組みを組み込みこと。

（※）平成30年度より市がアカウントを開設し、新潟市食育・花育推進キャラクターのまいかちゃんをナビゲーターにツイッターやインスタグラムで新潟市の食や花の旬の情報や魅力を発信しているもの。

8. 実施・運営及びその条件

(1) 進捗状況の報告

作成した業務計画に基づき、事業を実施すること。事業の進捗状況については、新潟市農林水産部食と花の推進課に定期的に報告を行うこと。

(2) 実績報告書の提出

本業務の実施・運営の完了とその報告として、事業終了後に実績報告書を作成・提出すること。

(3) データの提供

市が発行する印刷物やHPに掲載しているデータ等の使用を希望する場合は、可能な限り市が提供するものとする。

9. 留意事項

受託者は、業務履行に当たり契約書に定めるもののほか、次の事項を遵守するものとする。

(1) 法令遵守

受託者は、関係法令を遵守して業務を遂行すること。

(2) 連絡調整

本業務の関係者及び関係機関とあらかじめ密接な連絡調整を行い、本業務を安全かつ円滑に実施できるようにすること。

(3) 不測の事態への対応

受託者は、緊急時の連絡体制と現場の初動体制を明確にした上で、不測の事態（新型コロナウイルス感染拡大等）により提案内容の実施に支障が生じた場合、委託者と協議の上速やかに対応すること。

(4) 一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、予め書面による承諾を得た場合は業務の一部を委託することを可とする。

(5) 個人情報保護

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が業務を行うにあたって個人情報を取り

扱う場合には、個人情報保護法・新潟市個人情報保護条例に則り、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び棄損のないよう適切に管理すること。

(6) 守秘義務

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、業務を行うにあたり知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(7) 著作権等に係るもの

本事業の実施にあたり作成したコンテンツ、広報デザイン等の成果品は全て市に帰属することとする。第三者の著作物を使用する場合、市が成果品をいかに使用しても、第三者からの権利の主張がない状態で納品すること。

(8) その他

- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、市と協議のうえ決定する。
- ・業務終了後、この契約に関する業務評価を行う。
- ・本業務は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の一環として実施するため、業務にて使用した書類、伝票、領収書等については、事業終了後から5年間保管し、国の会計検査時には、市より求めがあった場合、立会を拒まないこととする。